

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の 運送の取扱いについて

制 定 令和３年１１月９日 公示第７２号

一般乗用旅客自動車運送事業の相乗り旅客の運送の取扱いを定めたので
公示する。

令和３年１１月９日

内閣府沖縄総合事務局長

田 中 愛 智 朗

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の 運送の取扱いについて

記

1. 相乗り旅客の運送の定義について

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送とは、各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、一団の旅客として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（以下「相乗り運送契約」という。）を一般乗用旅客自動車運送事業者との間で共同して締結し、これに基づき行われる運送をいう。

ただし、相乗り運送契約には、各旅客が配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約も含むこととする。

なお、運転者自らがタクシー乗場等で相乗り運送契約の締結に関わる行為は、タクシー乗場等での秩序維持を困難とし、延いては公正な条件の下での運送に係る契約の締結を阻害するおそれが生じる等の理由のため、認められない。

2. 相乗り旅客と乗合旅客の差異について

一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合旅客を運送する場合には、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は同法第21条の規定による乗合旅客の運送の許可を受ける必要がある。

他方で、一般乗用旅客自動車運送事業者における相乗り旅客の運送は、運送途中に不特定の旅客が乗車しないものであり、乗合旅客の運送には該当しないことから、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法第4条又は第21条の許可を受けずに実施することができる。

3. 相乗り旅客の運送における運賃の取扱いについて

（1）相乗り旅客の運送に適用できる運賃の種類について

一般乗用旅客自動車運送事業に認められる運賃であれば、その種類にかかわらず適用することを認めるが、相乗り旅客間におけるトラブルを防止する観点から、乗車前に運賃額が確定する運用を原則とする。

ただし、定額運賃を適用する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年1月17日付け公示第6号）に基づく認可を別途受ける必要がある。認可にあたっては、定額運賃として運用する運賃額について、1回の運送あたりの相乗り旅客人数を合理的に推計すること等により審査する。

(2) 相乗り旅客間の費用負担の按分について

乗車距離に応じた按分を原則とするが、座席指定の対価など合理的な範囲において按分の比率を増減しても差し支えない。

なお、配車アプリ事業者等が車両を時間制運賃により貸し切り、旅客に運送等サービスを提供する場合においても、旅客の負担額はこれに準じることとする。

(3) 相乗り旅客の運送における運賃の割増について

相乗り旅客の運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、相乗り旅客を運送する運転者の負担及び4. の措置の実施に必要な負担を考慮して、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づく認可を受けることで、乗車前に運賃額が確定し、割増について予め同意できる事前確定運賃に限り、最大2割の割増率を適用できることとする。

4. 相乗り旅客の運送によるトラブルの防止措置について

(1) 運送開始前に相乗り旅客が予め確認・承諾する内容について

費用負担、事故時の補償等の条件その他相乗り旅客の運送によるトラブルを防止するために必要な内容（例：異性同士の相乗り旅客の同乗、使用する車両の種類等）を設定することとする。

(2) 目的地の設定に関する取扱いについて

相乗り旅客が個々に希望する目的地までの運送が行われる場合、相乗り旅客に対して、目的地の設定によっては自宅や勤務先等の所在地を知られるプライバシーのリスクがあることを予め注意喚起することとする。

(3) 相乗り旅客の誤乗車の防止について

相乗り旅客を運送する運転者は、誤乗車を防止するため、乗車しようとする相乗り旅客が運送の引受けを申し込んだ本人であることを乗車時に確認することとする。なお、ID番号等の確認によることも差し支えなく、必ずしも氏名を確認する必要はない。

5. その他留意事項について

一般乗用旅客自動車運送事業者は、4. の措置を講じつつ、相乗り旅客とのトラブルの防止に努めるものとし、特段の注意を払わなかったことにより相乗り旅客の利便を阻害する事実がある場合には、道路運送法第31条の規定による事業改善の命令の対象となる。

また、いわゆる都市型ハイヤーを用いて相乗り旅客を運送する場合には、同乗する旅客の最短の乗車時間が2時間未満となる場合は、タクシーと競合する運送行為となるため、道路運送法第15条違反となる。

附則

1. 本通知による取扱いは、令和3年11月9日以降から適用する。

2. 相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該地域における一般乗合旅客自動車運送事業との整合性に留意するものとし、タクシーの相乗りの利用者数や1人当たりの運賃額等について、別途定めるところにより、内閣府沖縄総合事務局長に定期的に報告することとする。
3. 附則2. の報告等を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上